

平成22年2月 定例会議

平成21年度

第11回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成22年2月16日

みどり市教育委員会

平成21年度 第11回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成22年2月16日(火) 午後3時00分から
- ・招集場所 : みどり市役所水道庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 清水 恒 夫
2番委員 松 島 弘 平
3番委員 丹 羽 千津子
4番委員 齋 藤 由起子
5番委員 岡 崎 紀 夫
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 柳 内 光 雄
教育総務課長 岩 崎 照 雄
学校教育課長 石 井 逸 雄
社会教育課長 若 月 省 吾
文化財課長 三 輪 延 也
スポーツ振興課長 奈 良 進
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 上 岡 妙 子
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫
教育総務課総務係 西 原 和 哉

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第39号 みどり市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
- ・日程第5 : 議案第40号 みどり市公民館条例の一部を改正する条例について
- ・日程第6 : 議案第41号 みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

- ・日程第7 : 議案第42号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
- ・日程第8 : 議案第43号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について
- ・日程第9 : 議案第44号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部改正について
- ・日程第10 : 議案第45号 みどり市立学校体育施設一般利用規則施行細則の一部改正について
- ・日程第11 : 議案第46号 平成22年度教育委員会予算原案の承認について
- ・追加日程第1 : 議案第47号 みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について
- ・追加日程第2 : 議案第48号 みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

・開会：午後3時43分

(委員長) ただいまから平成21年度第11回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番2番の松島弘平委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成22年2月16日（火）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 報告第1 教育長報告について

(委員長) 日程第3、報告第1 教育長報告について、岡崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) 2月2日の総務文教常任委員会で、委員会の後に笠懸小に視察に行ったということですが、その時の声を聞かせていただけたらと思うのですが。

(教育長) 私自身は行かなかったのですが、学校教育課長の方で説明いたします。

(学校教育課長) 笠懸小の先生方の意見を聞かせてほしいということで、今まで検討の中で話題になったところが、改めて総務文教常任委員の皆さんに伝えられました。大半の方から、やはり大規模すぎて適正ではない、分離が実現するように協力していきたいという話がありました。

(委員長) それと、他の県や市によっては、準要保護の対象が多くなって、予算を補正するとかという話を聞きますが、みどり市は大丈夫なのですか。

(学校教育課長) 増えています。

(松島委員) 前回、話題になった地デジテレビの件は、報道にあったとおり解決したということで、よろしいのですか。

(教育部長) とりあえずは、承認いただきました。

(齋藤委員) 業者の方と話しが出来たのですが、プラズマ指定だということで、個人の業者では台数を揃えることが難しいという話しでした。どうして、プラズマなのですか。

(教育部長) 文教用ということです。

(齋藤委員) 教育に関しては、それは適正だということですか。

(教育部長) 画面が傷に強いとか、子どもたちの学習環境の場で、安全を出来るだけ努めたという点で、文教用モデルがプラズマだったという結果ですね。

(齋藤委員) 業者としては、個人は競争にならない、そんなに台数は集められないという話しがありました。

(教育部長) 当然、メーカーと関わってやっているわけですから、揃えられないわけではないと思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第39号 みどり市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について

(委員長) 日程第4、議案第39号 みどり市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、石井学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 石井課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第39号 みどり市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第40号 みどり市公民館条例の一部を改正する条例について

(委員長) 日程第5、議案第40号 みどり市公民館条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第40号 みどり市公民館条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第41号 みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

(委員長) 日程第6、議案第41号 みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(松島委員) B&Gは、事業そのものが無くなったということですか。

(スポーツ振興課長) B&Gのプールは、近年ろ過機を改修しないと、使用出来ない状況がありまして、今後は利用出来ない状態ということです。

(松島委員) プールは、貸し出しはしないけど、施設の管理は残るということですか。

(スポーツ振興課長) 利用出来る施設としては、削除するということです。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第41号 みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第42号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について

(委員長) 日程第7、議案第42号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 体育施設登録団体申請書の登録番号は、利用団体の方へお知らせするわけですね。

(スポーツ振興課長) 1団体1つのカードで、統一した番号になります。

(松島委員) 東運動公園の弓道場は、先ほどの説明で、年間利用を作ったということですが、年間で許可申請するのですか、登録だけで別ですか。

(スポーツ振興課長) 年間というのは、登録です。利用するのは、個別になります。

(松島委員) そうすると、年間の登録は4ページですか。

(スポーツ振興課長) 弓道場に関しては、5ページの登録申請書です。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第42号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第43号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について

(委員長) 日程第8、議案第43号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(松島委員) 実際に許可を受けた後、電話でキャンセルという時は、小さい理由なのですか。それと、許可証が出てお金を払った後のお金の精算については、特に書いてないのだけど、どう押さえているのですか。

(スポーツ振興課長) まず、大きい大会では変更することはないです。通常の練習等で、7日以上前でキャンセルする時は、還付と新たに申請なので、変更の手続きは実際には行われない状況です。それと、1週間を過ぎてしまうと、還付がないので、キャンセルの電話で済んでしまい、中止の手続きをして下さいという指導まで出来ないということで、実態に合わせました。

(松島委員) 7条で返還のことを、細かく定めているのだけど、実態はお金を納めたりもしないのですか。

(スポーツ振興課長) まず、予約して1週間以内には、お金を納めていただきます。

(松島委員) 実態は、1週間過ぎてキャンセルということが多いのですか。

(委員長) 実際に返したという例は、あるのですか。

(スポーツ振興課長) 還付は、年間何件かはあります。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第43号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第44号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部改正について

(委員長) 日程第9、議案第44号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第44号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第45号 みどり市立学校体育施設一般利用規則施行細則の一部改正について

(委員長) 日程第10、議案第45号 みどり市立学校体育施設一般利用規則施行

細則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、奈良スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 奈良課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第45号 みどり市立学校体育施設一般利用規則施行細則の一部改正について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11 議案第46号 平成22年度教育委員会予算原案の承認について

(委員長) 日程第11、議案第46号 平成22年度教育委員会予算原案の承認について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、部長、各課長より内容説明をお願いいたします。

(教育部長) (内容：説明資料)

(各課長) (内容：説明資料)

(委員長) 部長、各課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 花輪小学校の旧体育館は、どこが管理しているのですか。結構、痛んできているという話があるのですが。

(スポーツ振興課長) スポーツ振興課です。緊急的なものは、今対応しておりますが、劣化的なものについては、大きいので手配出来ないのですが。

(松島委員) 社会教育課の中に、文化振興事業の予算がありますが、実態は文化財課の中で各館に文化振興的な予算が配分されて、トータルではやっているけど、もう少し社会教育課と連携するなり、体制を変えるようにしないと、何か分かりづらいのだよね。体制とか館のあり方とかも考えていった方が、良いかなと思うのですよね。

(社会教育課長) 今の考え方の中では、事務局組織の役割と、社会教育機関いわゆる文化振興の部分を含めた役割分担を、ある程度明確にしながら進めているものですから、今まで教育委員会事業としてやってきた部分を、積極的に社会教育機関である公民館などに、実施機関としてお願いしているので、どうしても事務局費の中に文化振興関係の予算が見えてこないのですよね。

(教育部長) まず、調整や連携していくという以前に、ある程度文化事業の方向付けを作っていないといけないかなという気がします。その辺を現場の方で検討いただきながら、一つずつ積み上げていきたいと思います。

(委員長) 折りにふれて、話題に出してもらえれば有り難いと思います。

(齋藤委員) 文化の香りがしないという感じですね。

(松島委員) みどり市の文化は、何だというのが、まだ醸し出されていないと思うのですよね。インフラ的に財産なのだけど、多いものね。そうそう先まで、維持出来るとは思えないのですね。

(齋藤委員) 学校教育課の10ページに、健康管理事業でインフルエンザ対策用備品等が22年度予算に新規で付いたということは、とても良いことだと思うのですが、これは小学校でということなのですか。13ページにも、新規でインフルエンザ対策用とあるのですが。

(学校教育課長) 小学校費と中学校費で、分かれています。

(齋藤委員) 試算されて、この金額が出されたのだと思うのですが、10校5校でこの予算額は、1校に対してどうなのかなと。

(学校教育課長) これについては、各学校で付けている部分を取り出しているという形ですね。消耗品や役務的なものは、各学校で従前の中でも、突発的な対応は出来ておりますが、さらに充実させたいと思っております。

(丹羽委員) 内容的なことではないのですが、歳入で国庫支出金の特記事項で単位は円じゃなくて、千円で千が抜けているのですか。

(教育総務課長) 抜けていますね。5ページも抜けていますね。

(学校教育課長) 学校教育課は、決算額が全部(円)になっておりますので、千円に変更いたします。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第11、議案第46号 平成22年度教育委員会予算原案の承認について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・追加日程第1 議案第47号 みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について

(委員長) つづきまして、本日は、追加の議事日程として、みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例についてと、みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、追加議案がございますので、追加議事日程の提出を承認いただくことよろしいでしょうか。お諮りいたします。賛成委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

(委員長) 挙手全員ですので、追加日程の提案承認を得ましたので、追加日程第1、議案第47号 みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、石井学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 石井課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(松島委員) 補助の額の条で、国の要綱に基づく額ということだけど、みどり市の額はいくらなのかというと、みどり市の条例には書いてないので、別に定めるとか定めなくていいのですか。

(学校教育課長) 4条に、委任があります。

(松島委員) これで、包括されちゃうわけね。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第1、議案第47号 みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することによろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・追加日程第2 議案第48号 みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

(委員長) 追加日程第2、議案第48号 みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、石井学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 石井課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(齋藤委員) これは医師一人に対して、均等割ですか。もし1人の医師が複数校持っていたら7万円ですか。

(学校教育課長) 1校につき1人ですので、複数校持っている方は複数校分です。小規模を担当している学校医の底上げを図るということです。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第2、議案第48号 みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。ご苦労様でした。

・閉会：午後6時20分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第39号 みどり市教育研究所設置条例の一部を改正する条例について (可決)
- ・日程第5 : 議案第40号 みどり市公民館条例の一部を改正する条例について (可決)
- ・日程第6 : 議案第41号 みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例について (可決)

- ・ 日程第 7 : 議案第 4 2 号 みどり市社会体育施設条例施行規則の一部改正について (可決)
- ・ 日程第 8 : 議案第 4 3 号 みどり市民体育館条例施行規則の一部改正について (可決)
- ・ 日程第 9 : 議案第 4 4 号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部改正について (可決)
- ・ 日程第 1 0 : 議案第 4 5 号 みどり市立学校体育施設一般利用規則施行細則の一部改正について (可決)
- ・ 日程第 1 1 : 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度教育委員会予算原案の承認について (可決)
- ・ 追加日程第 1 : 議案第 4 7 号 みどり市立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について (可決)
- ・ 追加日程第 2 : 議案第 4 8 号 みどり市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例について (可決)